

京都文教大学大学院「京都文教文化人類学研究」投稿規程

(名称)

第1条 京都文教大学大学院文化人類学研究科研究紀要の名称を『京都文教文化人類学研究』とする。毎年度1回、3月に公開することを原則とする。

(投稿資格)

第2条 本紀要に投稿できる者は、以下の者に限る。

- (1) 京都文教大学大学院文化人類学研究科担当教員
- (2) 京都文教大学大学院文化人類学研究科修了生
- (3) 京都文教大学大学院文化人類学研究科在籍者
- (4) 京都文教大学大学院文化人類学研究科研究生
- (5) その他研究科が依頼した者

(委員会)

第3条 京都文教大学大学院文化人類学研究科研究紀要編集委員会をおく。編集委員会の内規については、別に定める。

(査読者)

第4条 編集委員会は、投稿された原稿1編につき、原則として2名の査読者を選び、査読を依頼する。

(査読者の匿名)

第5条 査読者は匿名とする。編集委員会は査読者名を公開しないものとする。

(採否)

第6条 編集委員会は、査読者の意見に基づき、投稿原稿の採否を決定する。

(原稿)

第7条 投稿原稿の種類と枚数を、以下のように定める。ただし、以下の枚数を超過する場合は、編集委員会で検討することとする。

- (1) 論文 400字詰め原稿用紙50枚以内
- (2) 研究ノート 400字詰め原稿用紙30枚以内
- (3) 書評 400字詰め原稿用紙15枚以内

(タイトル)

第8条 投稿原稿が日本語の場合は、別に英文のタイトルを、英語など日本語以外の言語の場合は、別に日本語のタイトルを添えることとする。また、日本語論文には英文要旨を添えることができる。

(著作権)

第9条 本研究報告に掲載された論文等の著作権は京都文教大学に帰属する。ただし、著作者自身が、自分の論文等の全文又は一部を複製、翻訳・翻案などの形で利用することができる。

2 本研究報告は、国立情報学研究所の学術機関リポジトリ構築連携支援事業のもとで、原則として電子化し一般公開を行う。

(その他)

第10条 その他、規定に定めていない点については、編集委員会が検討し、文化人類学研究科委員会で決定する。

(所管)

第11条 この規程に関する事務は、学長室研究支援オフィスが行う。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、研究科委員会、大学院委員会及び大学運営会議の審議を経て、学長の決裁により行う。

附 則

この規程は平成15年4月1日より施行する。

この規程は平成17年4月1日より施行する。(第9条新設、第10条～第11条条変更)

平成29年4月1日改正(第1条・第2条・第7条・第8条・第9条改正、第11条新設、第12条条変更、第12条改正)